

給油所の運営にあたって

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」のポイント

- ポイント 1 揮発油販売業者の登録義務
- ポイント 2 規格に適合しない石油製品の販売禁止
- ポイント 3 揮発油の分析義務
- ポイント 4 分析結果等の帳簿の備付
- ポイント 5 登録内容等に関する表示義務
- ポイント 6 SQマークの表示等
- ポイント 7 品質管理者の選任

令和4年12月

北海道経済産業局

資源エネルギー環境部 資源・燃料課

ポイント 1 揮発油販売業者の登録義務 (法第3条、4条、7条、8条関係)

●給油所を開設して揮発油（ガソリン）販売業を行おうとする場合には、事前に経済産業省（北海道経済産業局）へ「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づく「揮発油販売業者」としての登録申請が必要です。

●「揮発油販売業者」は登録された事項に変更が生じた場合には、変更登録申請等が必要です。

登録事項

- (1)個人・・・氏名、住所
法人・・・社名、住所、代表者名、業務担当役員の氏名
- (2)共通・・・給油所名及び所在地、給油設備の規模（揮発油のタンク容量及び計量器数）

●詳しくは、6ページの「品質確保法に基づく主な申請・届出書類一覧」をご覧ください。

※「揮発油等の品質の確保等に関する法律」は一般的に「品質確保法」又は「品質法」と呼ばれています。

ポイント 2 規格に適合しない石油製品の販売禁止 (法第13条、17条の7、17条の9条関係)

●環境、健康、安全の面から、「揮発油」「軽油」「灯油」のそれぞれの規格のうち、強制規格（太字で表示）に適合しない場合は、販売が禁止されています。

●高濃度アルコール含有燃料は、販売が禁止されています。

●S Qマークの表示をする場合には、「ガソリン」「軽油」「灯油」のそれぞれの規格が、全て適合（強制規格及び標準規格）していることが必要です。

●B D Fを軽油に混合する、又は、B D Fが混合された軽油を購入して、自動車用燃料として販売する場合は、F A M E混合軽油規格（軽油規格一覧参照）の強制規格（太字で表示）に適合しなければ販売できません。

揮発油（ガソリン）規格一覧

	項目	基準（※）			
		1号	1号（E）	2号	2号（E）
強制規格	鉛	検出されないこと			
	硫黄分（質量%）	0.001以下			
	MTBE（体積%）	7以下			
	酸素分（質量%）	1.3以下	1.3超3.7以下	1.3以下	1.3超3.7以下
	ベンゼン（体積%）	1以下			
	灯油混入（体積%）	4以下			
	メタノール	検出されないこと			
	エタノール（体積%）	3以下	10以下	3以下	10以下
	実在ガム（mg/100ml）	5以下			
	色	オレンジ系色			
標準規格	オクタン価	96.0以上		89.0以上	
	密度（15℃）（g/cm ³ ）	0.783以下			
	蒸留性状				
	10%留出温度（℃）	70以下			
	50%留出温度（℃）	75以上110以下	70以上105以下	75以上110以下	70以上105以下
	90%留出温度（℃）	180以下			
	終点（℃）	220以下			
	残油量（体積%）	2.0以下			
	銅板腐食（50℃, 3h）	1以下			
	蒸気圧（37.8℃）（kPa）	44以上78以下			
酸化安定度（min）	240以上				

（注）※平成24年4月1日より、E10規格が導入され基準が4分類となりました。

1号・・・ハイオク、2号・・・レギュラー

軽油規格一覧

項目		FAMEを混合しない	FAME混合軽油
強制規格	硫黄分(質量%)	0.001以下	
	セタン指数	45以上	
	蒸留性状(90%留出温度)(°C)	360以下	
	トリグリセルド含有量(質量%)	0.01以下	
	脂肪酸メチルエステル(FAME)含有量(質量%)	0.1以下	0.1超5.0以下
	メタノール含有量		0.01以下
	酸価(mgKOH/g)		0.13以下
	ギ酸、酢酸、プロピオン酸(質量%)		合計が0.003以下
酸化安定度(分)		65以上	
標準規格	引火点(°C)	45以上	
	流動点(°C)	-2.5以下(4月、5月、10月)、+5以下(6月~9月)、 -7.5以下(11月、3月)、-20以下(12月~2月)	
	目詰まり点(°C)	-1以下(4月、5月、10月)、規定なし(6月~9月)、 -5以下(11月、3月)、-12以下(12月~2月)	
	10%残油の残留炭素分(質量%)	0.1以下	
	動粘度(30°C)(mm ² /s)	1.7以上	

灯油規格一覧

項目		基準
強制規格	硫黄分(質量%)	0.008以下
	引火点(°C)	40以上
	色(透明度)	セーボルト色が+25以上
標準規格	蒸留性状(95%留出温度)(°C)	270以下
	煙点(mm)	23以上(11~4月は21以上)
	銅板腐食(50°C, 3h)	1以下

(参考)

ニートFAME規格(FAMEを軽油に混合する場合の規格です。)

項目		ニート規格		項目		ニート規格	
		規格値	試験法			規格値	試験法
FAME含有量	質量分率%	96.5以上	EN 14103	ヨウ素価	g/100g	120以下	JIS K 0070
密度(15°C)	g/cm ³	0.860以上0.900以下	JIS K 2249	リルン酸ME	質量分率%	120以下	EN 14103
動粘度(40°C)	mm ² /s	3.50以上5.00以下	JIS K 2283	メタノール	質量分率%	0.20以下	EN 14110
引火点	°C	120以上	JIS K 2265	モノグリセライド	質量分率%	0.80以下	EN 14105
硫黄分	質量分率%	0.0010以下	JIS K 2541-1, -2, -6又は-7	ジグリセライド	質量分率%	0.20以下	EN 14105
残留炭素分(10%残油)	質量分率%	0.3以下	JIS K 2270	トリグリセライド	質量分率%	0.20以下	EN 14105
セタン価		51.0以上	JIS K 2280	逆精製グリセリン	質量分率%	0.02以下	EN 14105又は EN 14106
硫酸灰分	質量分率%	0.02以下	JIS K 2272	全グリセリン	質量分率%	0.25以下	EN 14105
水分	mg/kg	500以下	JIS K 2275	金属(Na + K)	mg/kg	5.0以下	EN 14108及び EN 14109
固形不純物	mg/kg	24以下	EN 12662	金属(Ca + Mg)	mg/kg	5.0以下	EN 14538
銅板腐食(50°C, 3h)		1以下	JIS K 2513	リン	mg/kg	10.0以下	EN 14107
酸価	mgKOH/g	0.5以下	JIS K 2501又は JIS K 0070	低温性能	°C	受渡当事者間の合意による	
酸化安定性		受渡当事者間の合意による					

ポイント 3 揮発油の分析義務 (法第16条関係)

- 給油所は、揮発油の品質について10日毎に1回の分析を行う義務があります。
- ただし、揮発油の生産業者等から給油所に至る流通経路を予め定め、揮発油の品質について、その全ての者が連帯保証を行うことにより、北海道経済産業局長へ「生産(確認)揮発油品質維持計画認定申請書」を提出し、認定を受けたときは、1年に1回の分析に軽減することが出来ます。なお、認定は計画期間が終了する以前に、更新の手続きを行わないと失効となります。

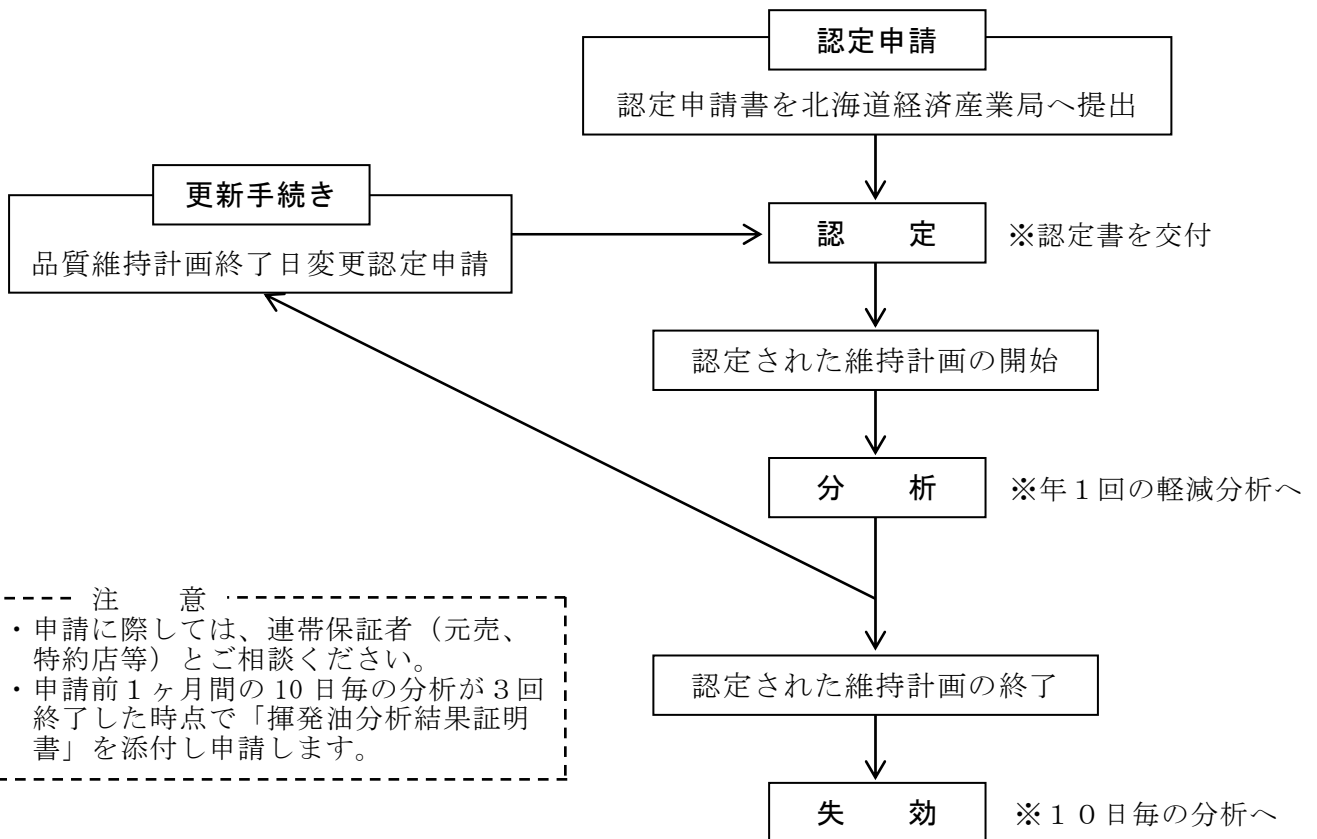
注 意

- (1) 認定された流通経路と異なる仕入れを行うと、失効となります。
- (2) 失効すると、新たに申請して認定を受けるか、10日毎に1回の分析を行うことが必要となります。

- 分析方法は、給油所で分析設備を使い自ら分析する方法と経済産業省の登録を受けた下表の分析機関に委託する方法があります。

登録分析機関	住 所	電 話
(一社)全国石油協会(札幌試験センター)	札幌市東区北39条東21丁目2番35号	011-787-1741
(一社)日本海事検定協会(理化学分析センター)	横浜市金沢区福浦2丁目7番31号	045-781-6661
(一財)新日本検定協会(SK横浜分析センター)	横浜市港北区新横浜2-12-13	045-473-5815

認定申請及び更新手続きフロー



ポイント 4 分析結果等の帳簿の備付 (法第19条関係)

- 揮発油販売業者は、給油所毎に揮発油の分析を行った結果について帳簿を備え、必要事項を記載して2年間保存することが必要です。
- この帳簿は、登録分析機関発行の「分析結果通知書」を利用することが出来ます。

分析結果通知書 (記載例)

令和〇年〇月〇日

〒000-0000
 〇〇市〇〇町〇-〇
 〇〇(株) 〇〇給油所 殿
 1-00000-001

(〇)〇〇協会 〇〇〇センター (印)
 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇-〇
 TEL 000-000-0000

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、委託を受けた揮発油の分析結果を下記の通りご通知します。

1. サンプル番号 00-0000
2. 回収年月日 令和〇年〇月〇日
3. 受付年月日 令和〇年〇月〇日
4. 分析年月日 令和〇年〇月〇日
5. 分析員氏名 〇〇 〇〇
6. 分析結果

項目	分析結果	法定規格	分析設備及び試験方法	判定
① 鉛	検出されない	出されない	鉛分析装置 (JIS K2255)	適合
② 硫黄分	〇〇 質量%	0.001質量%以下	硫黄分析装置 (JIS K2541-2)	適合
③ MTBE	〇〇 体積%	7体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
④ 酸素分	〇〇 質量%	1.3体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
⑤ ベンゼン	〇〇 体積%	1体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
⑥ 灯油混入	〇〇 体積%	4体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
⑦ メタノール	検出されない	検出されない	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
⑧ エタノール	〇〇 体積%	3体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
⑨ 実在ガム	〇mg/〇〇ml以下	5mg/100ml以下	実在ガム試験装置 (JIS K2261)	適合
⑩ 色	オレンジ色	オレンジ系色		適合

《判定欄に「不適合」と表示のある項目は揮発油規格を満たしていません》

※揮発油の種類 レギュラー ・ハイオク ……分析した油種を○で囲む
 ※揮発油の購入先 〇〇石油(株) ……回収直前の仕入先を記載
 ※購入した日 令和〇年〇月〇日 ……回収直前の仕入日を記載
 この分析結果通知書は※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。

ポイント 5 登録内容等に関する表示義務 (法第17条関係)

- 給油所の見やすい箇所に登録内容等を表示する義務があります。

※表示(太字)事例

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示	
氏名又は名称	経済産業株式会社
登録年月日	昭和52年7月25日
登録番号	1-01234号
給油所の名称	北海給油所
品質管理者の氏名	経産太郎
登録分析機関の名称	〇〇法人 〇〇〇協会

↑
40cm
以上
↓

← 60cm以上 →

- 生産(確認)揮発油品質維持計画の認定を受けている場合には、その表示も必要です。

※表示(太字)事例

揮発油品質維持計画 経済産業省認定店 計画終了日 令和〇年10月30日

↑
10cm
以上
↓

← 60cm以上 →

注意

- ・計画流通経路以外の仕入れを行った場合には、認定は失効となり、認定表示は撤去しなければなりません。

ポイント 6 SQマークの表示等 (法第17条の6関係)



- 「揮発油」「軽油」「灯油」が標準規格（ポイント2を参照）に適合することを確認して販売する場合には、計量器等にSQマークを表示することができます。
確認方法：元売り等が発行する品質保証書を受けて確認する方法等があります。
- SQマークを表示する給油所は、SQマークに関する帳簿を備え、2年間保存することが必要です。
帳簿記載事項：①油種の区分 ②品質の確認を行った年月日 ③品質の確認方法 ④品質の確認の結果 ⑤表示期間 ⑥表示場所
(様式の定めはないが、帳簿記載のイメージは下表)

注 意
 ・SQマークを表示している給油所が、標準規格に適合しない製品を販売したときには、SQマークを撤去することになります。

SQマークに関する帳簿 (記載例)

〇〇〇(株) 〇〇給油所

項 目	内 容
作成日	〇年〇月〇日 ←この帳票を記載した日
記載人	〇〇 〇〇 ←この帳票を記載した人
保存期間 (2年間)	〇年〇月〇日 ←上記の作成日から
1. 区 分 (該当油種に〇印)	① 標準揮発油1号 ② 標準揮発油1号(E) ③ 標準揮発油2号 ←表示している油種に〇印 ④ 標準揮発油2号(E) ⑤ 標準灯油 ⑥ 標準軽油
2. 品質の確認年月日	〇年〇月〇日 ←保証書発行日を記載
3. 品質の確認の方法	標準規格分析生産業者の品質保証書による確認
4. 品質の確認の結果	標準規格に適合している。(品質保証書は別添)
5. 表示の期間	〇年〇月〇日から表示開始 ←表示開始日を記載
6. 表示の場所	・各計量器 ・セールスルーム内 ←表示している場所を記載 ・ミニタンクローリー

※元売り等が発行する品質保証書を、この帳簿に添付しておくこと。

ポイント 7 品質管理者の選任 (法第14条、15条関係)

- 給油所毎に有資格者（甲種危険物取扱者免状取得者など）の中から品質管理者を選任し、届け出なければなりません。
- 人事異動等により品質管理者が交替した場合には、選任（解任）の届け出が必要となります。（届出は、7ページの「主な記載例」を参照）
- 品質管理者の職務としては、維持計画の作成及び実施、帳簿の記載、SQマークの表示、その他品質の確保に必要な業務についての監督等を行わなければなりません。

品質確保法に基づく主な申請・届出書類一覧

	様式番号	登録免許税(3万円)の納付書	誓約書	事業計画書	分析委託届出書等 ※1参照	品質管理者届出書 9	危険物乙4類免状の表裏写し	商業登記簿謄本 ※2参照	住民票	住所表示変更の証明書	消防法設置許可書の写し ※3参照	建築確認申請書の写し ※4参照	譲渡契約書の写し ※5参照	合併契約書の写し	揮発油販売業者相続同意証明書	揮発油販売業者相続証明書	品質確保法連絡等責任者届 5の2	事業全部譲渡契約書の写し 3の2	備考			備蓄法			
																			備考	備考	備考	備考	備考	備考	
登録申請	新規(給油所新設)	●	●	●	●	●	●	◎	○		●	●										●			
	新規(給油所譲受等)	●	●	●	●	●	●	◎	○				●							※6参照		●			
変更登録申請	給油所追加(新設)			●	●	●	●				●	●											●		
	給油所追加(譲受等)			●	●	●	●					●								※6参照		●			
	給油所の移転			●	●	●	●				●	●											●		
	給油所の一部廃止																						●		
	〃 譲渡																			※6参照			●		
役員の変更			◎					◎															◎		
承継届出	法人の吸収合併		◎					◎						◎						※7参照		◎			
	法人が新設合併		◎					◎						◎								◎			
	相続	1人		○												○	○	○	○				○		
		2人以上		○												○	○	○	○				○		
		全員の共同承継		○												○	○	○	○				○		
	複数SSを分割																			※8参照		○			
	分社化		◎					◎										◎	◎			◎			
事業の全部譲渡承継		◎					◎										◎	◎			◎				
個人が法人化		◎					◎										◎	◎	※9参照		◎				
氏名等変更届出	法人の名称変更							◎															◎		
	個人の氏名変更																						○		
	住所変更							◎	○														●		
	タンク容量・計量器変更																						●		
	給油所名称の変更																						●		
	住居表示変更									●													●		
	組織変更							◎												※10参照		◎			
代表者変更							◎															●			
廃止届	廃業																							●	
	全て譲渡又は貸与																			※6参照				●	
品質管理者選任(解任)届出						●	●														※11参照				

品質確保法に基づく提出部数は1部。備蓄法に基づく提出部数は2部。

- ※1 分析委託届出書等とは、分析委託届出書及び分析委託契約書の写し、または、揮発油分析受託証明書。
- ※2 商業登記簿謄本、または、登記事項証明書。
登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のホームページからオンライン請求で取得することができます。
詳細については法務局のホームページをご覧ください。http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_amai.html
- ※3 消防法許可申請書等とは、消防法許可申請書の写し及び許可書の写し(消防当局の受付印のあるもの)。
- ※4 建築確認申請書には受付印のあるもの。
- ※5 譲渡契約書等とは、両者間の売買契約書の写し。または、賃貸借契約書の写し。
- ※6 給油所を譲り受けてオープンする場合、旧運営者の書類を同時に提出。または、旧運営者の廃止届出書の写しまたは変更登録申請書(譲渡)の写し(受付印のあるもの)を添付されている場合には、譲渡契約書の写しは不要。
- ※7 法人の吸収合併は次の3通り考えられる。
①法人(未登録)が法人(既登録)を吸収合併。
②法人(既登録)が法人(既登録)を吸収合併。
③法人(既登録)が法人(未登録)を吸収合併。
③については、登録内容に変更がない限り問題(申請不要)とはならない。
①と②が、承継届のケースになり、謄本に吸収合併事実の記載されていること。吸収される既登録事業者の廃止届は不要。
合併により、役員等の変更の場合には「変更登録申請書」を同時に提出。
- ※8 例として長男と次男が複数の給油所を分割相続する場合、個人事業者の死後には、承継届出書(相続人全員の署名)を提出。その後、共同承継者の廃止届及び長男は「変更登録申請の給油所追加(譲受等)」を、次男は「登録申請の譲受(新規)」がそれぞれ必要。
- ※9 個人が法人化する場合、旧運営者の廃止届が必要。
- ※10 氏名等変更届出の組織変更とは、①(株)←→合名 ②合資←→合名 等、会社法における組織変更の場合。
- ※11 免状の写真的書き換え期間が切れていないこと。

必要な場合には、上記書類以外で別途資料の提出を求めています。

◎主な記載例

①業務担当役員（代表者等）が交替した場合

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 様式第6

	※整理番号
	※審査結果
	※受理年月 年 月 日

揮発油販売業変更登録申請書

令和〇年〇月〇日

北海道経済産業局長 殿

氏名又は名称 ○〇株式会社
及び法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 ○〇 ○〇
住 所 北海道〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号 ○年〇月〇日 1-〇〇〇〇〇号

2 変更の内容 代表者及び役員の変更

従前の内容	変更後の内容
代表取締役 ○〇 ○〇	代表取締役 △△ △△
役員 ○〇 ○〇	役員 △△ △△

3 変更の年月日 令和〇年〇月〇日

4 変更の理由 取締役会の決議による。

②給油所の設備（タンク容量・計量器）を変更した場合

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 様式第7

	※整理番号
	※審査結果
	※受理年月 年 月 日

揮発油販売業者氏名等変更届出書

令和〇年〇月〇日

北海道経済産業局長 殿

氏名又は名称 ○〇株式会社
及び法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 ○〇 ○〇
住 所 北海道〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号 ○年〇月〇日 1-〇〇〇〇〇号

2 変更の内容 ○〇給油所の設備規模の変更

従前の内容	変更後の内容
タンク容量 ○〇 kl	タンク容量 △△ kl
計量器の数 ○基	計量器の数 △基

3 変更の年月日 令和〇年〇月〇日

4 変更の理由 販売能力の拡大による。

③品質管理者が交替した場合

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 様式第9

	※整理番号
	※審査結果
	※受理年月 年 月 日

品質管理者選任(解任)届出書

令和〇年〇月〇日

北海道経済産業局長 殿

氏名又は名称 ○〇株式会社
及び法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 ○〇 ○〇
住 所 北海道〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号 ○年〇月〇日 1-〇〇〇〇〇号

2 給油所の名称及び所在地変更の内容 ○〇給油所 北海道〇〇市〇〇町〇〇番地

3 品質管理者の氏名 選任 ○〇 ○〇 解任 △△ △△

4 選任(解任)の年月日 令和〇年〇月〇日

5 解任の場合にあっては、その理由 人事異動

◎申請書・届出書の提出先、照会先

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL 011-709-2311(2640～2642)

FAX 011-709-4138

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokno/hinshitukakuho/index.htm> (給油所の運営にあたって)